

国民年金 老齢基礎年金加算額支給停止事由消滅届

(加算額が裏面の「政令で定める障害を支給事由とする年金給付」を受けられるため支給停止されていた者がその年金給付を受けられなくなったときの届)

54	57	*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。												
① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード		個人番号(または基礎年金番号)						年金コード						
② 生 年 月 日		大	昭			年			月			日		
		3	5											
③ 「政令で定める障害を支給事由とする年金給付」であつて、その支給を受けていた障害の年金の名称およびその支給を行う制度の名称等		年金の名称												
		制度の名称												
		年金証書の基礎年金番号および年金コード等												
④ 上記③の年金を受けられなくなった年月日		昭和・平成				年			月			日		
		昭和・平成												
※ 54	改 定 年 月 日			事 由		※ 35 57	調 整 額							
	基	+	-				基	+	-			基	+	-
	付	+	-				付	+	-			付	+	-
上	+	-			上	+	-			上	+	-		
独	+	-			独	+	-			独	+	-		
時効区分														

平成 年 月 日 提出

郵便番号 -

住 所
受給権者 (フリガナ)
氏 名 Ⓜ
自宅の電話番号 () - () - ()

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。
②の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和15年8月1日の場合、

「

大	昭	年	1	5	年	0	8	月	0	1	日
3	5										

 」 のようにご記入ください。

◎受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。

◎黒インクのボールペンで記入してください。

この届書に添えなければならない書類

1. 受給権者の年金証書
2. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍謄本(①欄に個人番号を記載することで省略できます。)
3. 障害を支給事由とする年金給付が受けられなくなったことを証する書類(裏面の「政令で定める障害を支給事由とする年金給付」を参照してください。)

(裏 面)

「政令で定める障害を支給事由とする年金給付」とは、次の制度から支給される年金給付です。

1. 恩給法
2. 地方公務員の退職年金に関する条例
3. 執行官法
4. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
5. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

4. ご記入された個人番号（マイナンバー）は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が、マイナンバーカード（個人番号カード）等により必要となります。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）